

第2回 理事会議事録（平成28年度）

日時：平成28年5月21日（土）

15:40～16:35

場所：鹿児島県市町村自治会館 401会議室

I 議事に加わることができる理事

17名

II 出席理事及び定足数の確認

出席者 17名

会長 田畑千穂子

副会長 下仮屋道子、中重敬子

専務理事 原田ケイ子

常任理事 内司啓子

機能理事 西原洋子、園田良子、松原幸江、富吉奈美子

地区理事 山本むつみ、寺師真理子、長井砂都美、本蔵信子、丸目まり子、
伊比礼まり子、若松千鶴美

会長 田畑千穂子

副会長 下仮屋道子、中重敬子

専務理事 原田ケイ子

常任理事 内司啓子

機能理事 西原洋子、園田良子、松原幸江、富吉奈美子

地区理事 山本むつみ、寺師真理子、長井砂都美、本蔵信子、丸目まり子、
伊比礼まり子、若松千鶴美

准看護師理事 中島久美子

定款第40条に基づき、議決に加わることができる理事の過半数9名を満たしていることから、
本会は有効に成立したことの確認の後、議案の審議に入った。

III 出席監事

財部マチ子

IV 会長挨拶

平成28年度事業の推進に関して各理事の協力等をお願いする。

V 自己紹介

全理事が抱負等を述べる。

VI 協議事項

1) 役員の選定について

専務理事が資料1により説明。平成28年度の役員の選定について、定款第24条第1項に基づく総会（平成28年5月21日開催）の議決によって選任された田畑千穂子ほか11名の理事について、定款第24条第2項、第3項及び第4項により、会長、副会長、専務理事、常任理事が選出され、また、会長は当協会の代表理事としても選出され、その選定について一同に諮ったところ、出席理事全員の満場一致の賛成で選定が決定した。なお、被選定者は全員その就任を承諾した。

選定が決定した役員は次のとおりである。

会長（代表理事）：田畑千穂子 副会長：下仮屋道子、中重敬子
専務理事：原田ケイ子 常任理事：内司啓子
機能理事：園田良子、松原幸江 准看護師理事：中島久美子
地区理事：山本むつみ、寺師真理子、本蔵信子、伊比礼まり子

2) 会長代行及び専務理事代行の優先順位について

専務理事が資料2により説明。役員職務権限規程では、会長・副会長・専務理事・常任理事・理事・監事の遂行する基本的な職務及び職務権限について定めてあり、また、具体的な事務については平成28年度看護協会役員事務分掌表のとおりであり、担当委員会は、常任委員会及び特別委員会の欄に記載してあるとおりである。なお、初めての委員会の時は、業務内容等についてオリエンテーションを行う予定である。

また、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序に従い職務を代行するとなっており、その順序は、第1位を下仮屋副会長、第2位を中重副会長としたい。

専務理事が資料3により説明。当協会の業務遂行の責任者は、会長であり、会長に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事がその職務を遂行する。

専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、常任理事がその職務を代行する。

常任理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序、名簿の西原保健師職能理事から園田理事、松原理事、富吉理事、山本理事、寺師理事、長井理事、本蔵理事、丸日理事、伊比礼理事、若松理事、中島理事の順番でお願いしたい。

監事については、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。本会の業務及び財産の状況を監査すること、その他定款28条に定める事項となっている。

若松理事：異動などに伴い出席できなくなる場合なども考えられるが、その際の理事の任期はどうなるのか。

専務理事：任期は次の総会までであり、理事が理事会等に出席できない場合は、代理出席もあるが、その場合意見は述べることはできるが、理事としての議決権はない。理事会の内容を地区の皆さんに繋ぐ必要があるので、日ごろから代理にできる人を決めておいたほうがよい。

若松理事：住まいが鹿児島に代わり、大島に住んでいない場合はどうすべきか。

専務理事：地元の皆さんへ内容をつなぐ必要があるので、鹿児島から連絡する方法よりも、あらかじめ代理になる方を決めておくなど、次の地区長さんと十分話をしておいたほうが良いのでは。

以上、全出席理事の承認を得た。

3) 定款施行細則の一部改正について

専務理事が資料4について、前回の理事会で承認された定款施行細則の一部改正は、次の理事会で決定を図ると決めてあったので説明。当施行細則の一部改正案は、第3条「入会しようとする者は、入会申込書に会費を添えて、会長に提出すると共に公益社団法人日本看護協会への入会についても同様に本会を通じて入会の手続きをしなければならない。」を「入会しようとする者は、日本看護協会の指定する手続きにより入会の申し込みをしなければならない。」に改める。

第4条中「正会員が退会しようとするときは退会届を提出し、本会を經由し公益社団法人日本看護協会に申し出るものとする。」を「正会員が退会しようとするときは会員証を添えて退会届を提出し、本会を經由し公益社団法人日本看護協会会長に申し出るものとする。」に、「2前項の場合において、本会は正会員名簿登録を抹消しなければならない。」を「2正会員が退会した場合、本会は正会員名簿登録を抹消しなければならない。」に改める。

第6条中「会員が住所又は就業地を変更したときは、新住所又は就業地の所属都道府県看護協会に届け出なければならない。」を「会員が、氏名、住所又は勤務地を変更したときは、本会を經由し公益社団法人日本看護協会に届け出なければならない。」に改める。第6条「2前項届け出後において会員の所属は新住所、又は新就業地の都道府県看護協会に変更される。この場合新所属の都道府県看護協会は正会員に関する書類を旧都道府県看護協会に照会するものとする。」を削除する。附則 この定款施行細則は、理事会の承認を得た日から施行する。提案理由は、公益社団法人日本看護協会は、平成29年度からこれまでの会員登録方法を新「会員情報管理体制」に変更することとしている。本会においても同会員情報管理体制とするため、定款施行細則の一部を改正しようとするものである。

以上、全出席理事の承認を得た。

Ⅶ その他

(1) 提出書類について

専務理事が、理事の就任に当たり必要書類等の提出について説明。

(2) 年間計画について

平成28年度行事予定表のとおり。

(3) 次回理事会

日時：平成28年6月25日（土）午後1時30分～

場所：会長室

(4) 地区情報交換会


日時：平成28年6月25日（土）午前10時～

場所：2階研修室

以上をもって議案の審議等を終了したので16時35分、議長は閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した会長及び監事が署名押印する。

平成28年5月21日

会長 田畑千穂子 

監事 財部マチ子 